

通報処理結果の概要

受付番号	1	
受付日	2024年9月17日	
通報内容	建設資材を製造する会社における不当労働行為に関する申し立て	
対応状況／結果	2025年1月23日に処理手続を開始しない旨通報者に通知し、本通報受付窓口における手続を終了した。	
経緯	通報者が提出した通報フォームには通報処理手続を開始するかを判断するために必要な事項である「博覧会協会又はパビリオン運営主体等が調達する調達物品等」等に関する記載がなかったため、博覧会協会は2024年10月7日、12月2日に通報対応アドバイザリー会議を実施し、適宜助言を受けながら、通報処理手続を開始するかを判断するため、関係するサプライチェーン等からの情報収集を進めてきました。具体的には、博覧会協会と契約する万博会場の工事元請事業者及びパビリオン運営主体、通報者並びに被通報者に対して、通報内容にある不当労働行為を行ったとされる建設資材を製造する会社が博覧会協会の調達先にあるかについて情報の開示を依頼しました。また、調達先の確認方法や調達先の選定に際する取引慣行についても情報収集しました。更に、通報者に対しては2024年10月～12月にかけて継続的に通報フォームで不足している情報の提供を依頼しました。 博覧会協会による情報収集の結果、通報内容にある不当労働行為を行ったとされる建設資材を製造する会社が博覧会協会の調達先にあることを示す情報を確認することができませんでした。そのため、本通報については、通報受付窓口における処理手続を開始することは困難と判断し、その旨を通報者に通知しました。	
備考	本通報受付窓口以外の苦情処理メカニズムの利用の検討を提案しました。	